

各位

2026 年 7 月 6 日

放射線取扱主任者

佐波 俊哉

電子陽電子入射器棟における RI 法施行規則

第 22 条の 3 項の適用開始について

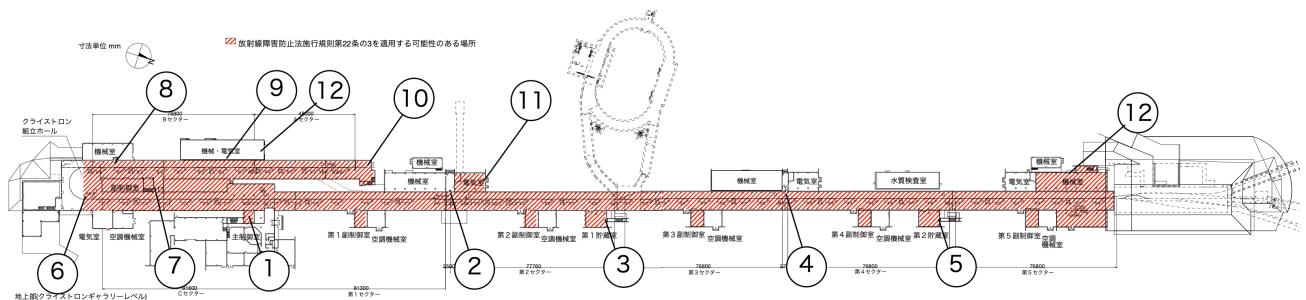
電子陽電子入射器棟において、RI 法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間：

2026 年 7 月 6 日（月）17:00 から 2026 年 9 月 14 日（月）8:30 まで

2. 場 所（図参照）：

- a) 電子陽電子入射器棟クライストロンギャラリー（クライストロン組立ホールを除く）
- b) 電気室 2
- c) 機械室 4



配布先

機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室

(QUP) 拠点長、事務室

(担当者) 当該発生装置管理責任者、各区域放射線担当者、管理室員